

スポーツの リスクマネジメント

Risk
Management
in
Sport

小笠原 正・諏訪 伸夫 ©編著

【水 泳】

○横浜市立中山中学校プール飛び込み練習中負傷事件

最高裁（二小）昭和62年2月6日判決 昭和59年（オ）第1058号、第1059号

1 事実の概要

昭和50年7月15日、横浜市立中山中学校3年生Aは、体育の授業中、学校のプールにおいて、教諭の指導により水泳の飛び込みを練習した際、プールの水底に頭を激突させ第4頸椎骨折、頸髄損傷の傷害を負い、後遺障害等級1級の障害を残した。

中山中学校のプールは25mで7コースを有し、各コースには、高さが20～27cmのスタート台がある。満水時の水深は1.2～1.4mであるが、事故当日は、3クラス（約120名）が同時に授業を行っていたため、プールは満水の状態ではなかった。教諭は、飛び込みの指導で、生徒に2～3歩助走をして飛び込む方法を指示し、Aは、教諭の指示に従い、助走して（距離は

約2 m) スタート台から踏み切ったところ空中でバランスを失い、ほぼ垂直な角度で頭部から入水し、水底に頭を激突させ、本件事故が発生した。

2 判旨

- (1) 最高裁は、控訴審判決（横浜市に対してAに1億2365万3604円、Aの両親に各380万円の支払を命じた）に対する横浜市の上告を棄却した。
- (2) 学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があると判示し、指導教諭に対し、中学校3年生の体育の授業として、プールにおいて飛び込みの指導をしていた際、スタート台上に静止した状態で頭から飛び込む方法の練習では、水中深く入ってしまう者、空中での姿勢が整わない者など未熟な生徒が多く、その原因は足のけりが弱いことにあると判断し、次の段階として、生徒に対し、2、3歩助走をしてスタート台脇のプールの縁から飛び込む方法を1、2回させたのち、さらに2、3歩助走をしてスタート台に上がってから飛び込む方法を指導したものであり、Aは、右指導に従い最後の方法を練習中にプールの底に頭部を激突させる事故に遭遇したものであるところ、助走して飛び込む方法、ことに助走してスタート台にあがってから行う方法は、踏み切りに際してのタイミングの取り方及び踏み切る位置の設定が難しく、踏み切る角度を誤った場合には、極端に高く上がって身体の平衡を失い、空中での身体の制御が不可能となり、水中深く進入しやすくなるのであって、このことは、飛び込みの指導にあたる指導教諭にとって十分予見しうるところであったというのであるから、スタート台上に静止した状態で飛び込む方法についてさえ未熟な者の多い生徒に対して右の飛び込み方法をさせることは、極めて危険であるから、原判示のような措置、配慮をすべきであったのに、それをしなかった点において、指導教諭には注意義務違反があったといわなければならない。

3 評釈

スタート台からプール等に飛び込み水底に頭を打ち付けた事件で、指導者の責任を肯定した事案である。スタートでの水底への衝突事故は、①スタート開始後入水までの間に両手首の伸展、両腕の伸展、腰部の伸展が遅れ、両手首、両腕、腰部が屈曲したまま入水することで、入水後に頭部が水底方向に回転するような力が加わる、②入水角度が大きいこと、③入水後の浮上動作の遅れなどの原因が複合して生じる。スタートを開始してから入水するまでの時間はわずかであり、上級者であっても、入水するまでの短時間に正しい姿勢に修正することは難しい。そのため、飛び込み事故は初心者に限らず、上級者であっても事故は少なくない。

正しくスタート方法を指導しても、初心者の場合には技量が低いため、指導されたとおりのスタートを行えず、到達水深が深くなるスタートとなることが予想されるので、十分な配慮が必要である。本件の指導方法は、技量が高い者であっても、急角度での入水を生じやすい危険性の高いものであり、初心者に対する指導として安全への配慮が不十分であったというより、積極的に危険性の高い誤った指導方法を行ったと評価される事案である。

アメリカにおいては、初心者へのスタート指導においては、正しい飛び込みができずに到達水深が深くなっても安全性が確保されるように、水深が十分なプール（推奨安全水深を 9 ft (2.7 m)）を使用することが推奨されている例がある。

(望月 浩一郎)

○県立高校水泳部員逆飛び込み負傷事件

浦和地裁平成5年4月23日判決 平成元年（ワ）第602号

1 事実の概要

昭和60年12月20日、熊谷高校水泳部のクラブ活動として行田市民プールにおいて、顧問教諭の立会のもと、スタート台からのスタートダッシュを練習した際、2年生水泳部員 A（身長176 cm、体重63 kg）は、プールの底に頭部を打ち、第5頸椎脱臼、第6頸椎椎体骨折による頸髄損傷の傷害を負い、後遺障害等級第1級の後遺障害を残した。

行田市民プールは25 mの室内プールであり、スタート台付近が一番水深が浅く約1 m、中央部の水深が一番深く約1.2 m、水面上約44～45 cmの高さのスタート台があった。スタートダッシュの練習は3か月半ぶりであり、熊谷高校の学校プールはスタート台直下の水深は、1.25 mまたは1.9 mあった。

受傷した A は、水深が浅かったため、恐怖心から力を抑えて飛び込み、その結果腰が完全に伸びきらず、普段よりも急角度で入水することになり、頭部をプールの底に打ちつけ、本件事故が発生した。

2 判旨

- (1) 行田市及び埼玉県は A に対して1億379万3922円、A の父・母に対して各264万円を支払え。
- (2) 本件プールは、満水の状態ではなかったことを考慮すると、高校生を対象とする限り日本水泳連盟の定めるいかなる基準にも合致しない上、右基準も絶対的に安全な基準ではないこと、文部省の定める基準では高等学校・大学プールとしては水深が最低1.2 m 必要とされていること、本件事故発生までの間に飛び込みによる頸椎、頸髄損傷という重大事故が発生していることを鑑み、このような事故を防止する努力が、日本水

泳連盟を中心に行われていたこと等を総合すると、本件プールは、そのスタート台から大人と同程度の体格を有する高校生が逆飛び込みを行った場合、水深が十分であるとはいえないために、ことさら危険な飛び込み方法でなくても、飛び込みの角度が少し深くなるとか、指先の反らし具合等、その方法のいかんによっては、頭部等をプールの底に打ちつける危険性があったことは否定できない。そうしてみると、本件プールは、原告ら高校生の利用者に対し、少なくともスタート台からの逆飛び込みを全く制限せず利用することを前提とする施設としては、瑕疵があったものといわざるを得ない。

3 評釈

スタート台からプール等に飛び込み水底に頭を打ち付けた事件は、大阪地裁昭和44年11月27日判決（堺市浜寺公園プール事件）以来公刊集に掲載されている事件だけでも本事件までの間に17件がある（請求認容10件、請求棄却7件）が、「設置管理の瑕疵」が認められた事例はなかった。従前の判例上では、文部省の「水泳プールの建設と管理の手びき」（昭和41年）や（財）日本水泳連盟の公認規則のプールの水深を根拠に安全性を肯定し、「他の受講生が飛び込みスタートをした場合にプール底部で鼻を擦ったりしたことがあった」と認定してもなお、水深が0.8～1 m あれば飛び込み事故を防止しうる「通常有すべき安全性」を備えたプールであると判断した。

（財）日本水泳連盟がプールでの飛び込み事故が多発することからプールの水深とスタート台の高さについて規制を強化し、平成4年の公認プールの規則改正では、スタート台前方の水深が1.2 m 以下のプールでのスタート台の設置を禁止した。判決は、このような（財）日本水泳連盟の公認規則の変遷や、平成4年の公認規則改正の説明中には、「水深1.2 m は決して安全な基準ではない。しかし、成年男子あるいはそれに近い体格の人間が任意なあるいは乱暴な姿勢で飛び込んで頭部や頸部を傷めないですむとされる水深2.7 m 以上のプールを規則で強制するのは、余りにも現実離れしているため

の妥協に過ぎない。」という趣旨のことが記載されていることなどから、スタート台からの飛び込みを何の制限もなく行わせる管理について瑕疵を肯定した最初の事案である。

本判決後の同種事件は13判決あるが、この内プールの設置管理の瑕疵について肯定しているのが4判決、否定をしているのが1判決ある。なお、(財)日本水泳連盟は、平成13年の公認規則改定では、スタート台前方6 mまでの水深が1.35 m未満の場合はスタート台の設置を禁止している。

(望月 浩一郎)

○県立高校水泳授業中逆飛び込み負傷事件

大阪高裁平成6年11月24日判決 平成5年(ネ)第1098号

1 事実の概要

昭和62年6月24日、兵庫県立加古川北高校1年生A(身長178 cm、体重64 kg)は、体育の授業中、学校のプールにおいて、教諭の指導により水泳の飛び込みを練習した際、プールの水底に自己の頭部を激突させ第4、第5頸椎圧迫骨折、頸髄損傷の傷害を負った。

加古川北高校のプールは25 mで8コースを有し、各コースには、高さが49 cmのスタート台がある。スタート台前面の水深は、満水時で約1.4 mである。

Aは、本件授業で行われた3回目の逆飛び込みでかなり強く腹打ちをしたので、4回目の逆飛び込みのためスタート台に立った時、今度は、腹打ちを避けるために頭から入水しようと考えた。そこで、同人は、意識的にスタート台を強く蹴って、上方に向かって高く飛び、腰部を屈曲させたまま、頭部から入水し、受傷した。

2 判旨

(1) 兵庫県はAに対して1億291万6747円を支払え。

- (2) 一般の大学生はもとより、小・中学生であっても、水面上30ないし70センチのプールから逆飛び込みをする際、入水角度が45度以上であり、しかも、入水後、手首を後屈させる等の調節をしなければ、水深深度は本件プールの深さを越える1.5 m 以上にもおよび、したがって、急角度の飛び込み、入水の際の手首の前屈、腕の脱力など、飛び込み方法の如何によっては、頭部が容易にプールの底に達することが認められる。
- (3) 教諭としては、高校1年生の複数の男子生徒の中に、くの字型の姿勢で飛び込む者がいたことを認識していたのであるから、彼らに個別的指導をするにとどまるべきではなく、逆飛び込みに内包される重大な危険性を意識したうえで、生徒全員に対し、基本動作を厳守することや入水後素早く手首を返して浮上することを周知徹底させるべき義務があり、「飛び込みの姿勢によってはプールの底に頭を打って重大な事故が起こる危険性があることを説明し、併せて、基本動作を守ることがいかに大切であるかの理由についても具体的に説明して、逆飛び込みの危険性と基本動作の重要性を十分に納得させ、安易な気持で逆飛び込みをしないように注意を促して事故防止に努め、生徒の安全に配慮した適切かつ慎重な段階的指導を行なうことが必要であったというべきである。
- (4) 教諭が、逆飛び込みに伴う重大な危険性を理解しておりながら、本件プールの深さ（水深約1.4 m）からみて、Aら生徒がプールの底で頭を打つことはないものと軽信し、同人らに対し、何ら右の危険性を認識させる説明をすることなく、漫然と、『顎を引いて両手を前に伸ばして、手から入水するように』などと、とおりにいっぺんの指示と指導を繰り返し、前記の説明・指導をせずに飛び込ませたことに基因するというべきである。したがって、教諭の被控訴人に対する安全対策ないし指導は万全ではなかったといわざるをえず、それゆえ、本件事故の発生につき、教諭には前記注意義務違反、すなわち事故防止を怠った過失があったといわなければならない。

3 評釈

スタート台からプールに両手先、頭部の順に入水する飛び込み（スタート）は、初心者にとって恐怖心が強く、全身が同時に入水する「腹打ち」と呼ばれる入水方法になったり、近い場所に急角度で入水するなどの正しくない入水方法となる。近い場所に急角度で入水する飛び込みは、水底への衝突の危険性が高いものである。一方、「腹打ち」では全身で水の抵抗を受けるため、水底への衝突事故となる危険性は低い。しかし、泳者は、「腹打ち」は胸腹部に強い痛みを受けるため、「腹打ち」でないスタートをしようとする。その過程で正しく指導をしないと、「腹打ち」をしていない他者のスタートをまねて、上方に飛んで身体を「く」の字型に曲げて飛び込むという、場合によっては到達水深が深くなる飛び込み方法を行うこともある。

初心者に対しては、到達水深が深くなる飛び込みが危険であることを十分理解させる必要がある。本件では、水深は、1.4 m あったが、「急角度の飛び込み、入水の際の手首の前屈、腕の脱力など、飛び込み方法の如何によっては、頭部が容易にプールの底に達することが認められる」と判示し、安全に指導を尽くす義務違反を認めたものである。

（望月 浩一郎）

○会員制スポーツクラブプール溺死事件

富山地裁平成6年10月6日判決 平成5年（ワ）第58号

1 事実の概要

平成4年5月10日、会員制スポーツクラブのメンバーA（29歳）がメンバープール（長さ25 m、幅5.4 m、3コース、水深1.1～1.2 m）において遊泳中、プールの水底にうつぶせの状態になって沈んでいるのを、プールの水質検査を実施しようとしていたアルバイトに発見された。Aは病院に搬送されたが、既に心肺は停止しており、蘇生のための応急手当を受けたもの

の、死亡した。死亡原因は水を大量に誤飲・誤吸引したことによる溺水死であった。

本件クラブには水泳教室用のスクールプールとメンバー用のメンバープールの2つのプールがあり、その間には監視台がある。スクールプールが利用されているときには、常に監視員または指導者が監視しているが、メンバープールは、常時監視員を配置することはせず、1時間に1回の割合で水質検査等を兼ねて見回り監視するほか、適宜、随時監視がなされていた。

2 判旨

- (1) 被告（スイミングクラブ）は原告（Aの父）に対して、4674万6000円を支払え。
- (2) 水泳は、その場所がプールであると否とを問わず、また、水泳者が大人か子供か、健常者であるか否かを問わず、身体の大半を体温より温度の低い状態かつ水中に置いて、高い抵抗を受けつつ身体的運動を行うという、日常生活とは異なる条件下の活動であって、その水中という状態は、呼吸運動の維持にとって一定の困難をもたらすものであり、水を誤吸引或いは誤飲するという事態も生じるところである。したがって、遊泳中に、原告の主張する、身体の一部のけいれん、あるいは、水の気管内吸引に基づく心臓抑制反射による意識喪失（とその後の呼吸運動再開による水の吸引）という機序、又は他の機序に基づき、遊泳者が溺れるという事態は十分に生じ得るところである。そして、一旦溺れた場合は、他人の救助がなければ、溺水死その他生命・身体に重大な影響を受けるおそれが相当高いものである。もっとも、水泳を習得している大人の場合、子供や水泳未習得者と比べると、プールで遊泳中に溺れるという危険性はさほど高くはないけれども、危険防止策や救助方策を考慮する必要がないほど危険性が低くはないし、一旦溺れた場合に重大な結果を生じる危険性のあることはさほど変わらない。
- (3) 本件プールを管理している被告としては、本件契約上の義務として、

右施設内において A ら会員の生命・身体を保護するための万全の配慮をして施設を利用させるべく、少なくとも、蘇生法を習得しているプール監視員を配置して、会員が本件プールを利用している時は常時本件プールを監視し、事故発生時に迅速に発見・救助できる体制を整えているべき義務を負っていたものというべきである。

- (4) 被告は、スクールプールが利用されていないときは、大体1時間に1回の割合で水質検査等を兼ねて見回り監視する程度の監視体制をとっていただけである。本件事故当日、被告は、蘇生法について知識のないアルバイト1人に水質管理業務を兼ねてプールの監視を担当させ、かつ、同人に対し、監視及び救助につき、『5、6名以上泳いでいたら見ていろ、少なかったら別によい』『何かあったら知らせろ』といった程度の指示を与え、それ以上の監視は指示しなかった。」ものであり、「本件契約上の安全配慮義務の履行を怠ったことが明らかというべきである。

3 評釈

水深の浅いプールであっても、また、泳力が高い者であっても、溺水の危険性は常にある。ところが、足の立つところで溺れることはない、泳ぎの技量が高い者が溺れることはない、という誤った認識は少なくない。本件では、このような誤った認識に基づき、十分な監視を行わなかったことにより生じた事故である。

溺水では、一瞬にして生命が失われるものではない。溺れても、早期に発見して、速やかに救命措置を講じることで溺死を防止しうる。(財)日本水泳連盟では、溺水者に対しては、4分以内に発見し救命措置を講じることを推奨している。

本件では、「会員は施設の利用が自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認の上、営業中の事故その他施設利用に際しての事故について、被告は一切の賠償責任を負わないことを特に会員と被告との間で確認する。ただし、被告に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。」

という免責約款があったが、判決は、免責約款を公序良俗に反し無効とした。

(望月 浩一郎)

スポーツのリスクマネジメント

2009年9月30日 初版発行

編著 小笠原 正・諏訪 伸夫

発行所 株式会社 きょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)

本部 東京都江東区新木場1-18-11 (〒136-8575)

電話番号 編集03-6892-6525

営業03-6892-6666

フリーコール 0120-953-431

〈検印省略〉 URL:<http://www.gyosei.co.jp>

乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。

©2009 Printed in Japan. 禁無断転載・複製

ISBN 978-4-324-08838-8 (5107524-00-000) [略号：スポーツリスク]
